

33 農の雇用事業

【3,580(0) 百万円】

対策のポイント

- 農業法人等が就農希望者を雇用して実施する実践的な研修を支援します。
- 経営の多角化等を通じて6次産業化に取り組む農業法人には、人材育成のための研修を3年目まで継続的に支援します。

<背景／課題>

・新規就農者のうち農業法人等に雇用されて就農する者が増加しています。また、そのうちの6割以上を青年（39歳以下）が占めています。

【雇用就農者数】平成19年：7,290人（うち39歳以下4,140人）

平成20年：8,400人（うち39歳以下5,530人）

・雇用就農者の主な就業先となる農業生産法人は年々増加しています。

【農業生産法人数】

平成18年：8,412→平成19年：9,466→平成20年：10,519

政策目標

新規雇用就農者数（39歳以下） 毎年7千人程度

<内容>

1. 就農希望者と農業法人等とのマッチングの支援

- ① 就農希望者と従業員や後継者を確保したい農業法人等とのマッチングを促進するため、求人情報等の収集・提供、個別の就業相談、法人就業相談会の全国的な開催等を行います。
- ② 農業法人等への就業後、農業知識・経験不足等による早期離職等のミスマッチを防止し、新規雇用者の定着を促進するため、短期就業体験の実施を支援します。

2. 新規雇用者の人材育成への支援

- ① 農業法人等が新規雇用者に対して実施する基礎的な技術・ノウハウを習得するための実践研修（OJT研修）、新規雇用者の定着を促進するための住居手当等の経費の一部を助成します。（実施規模：1,700人、研修費：上限9万7千円/月、住居手当等：上限3万3千円/月、最長12ヶ月間）
- ② さらに、経営の多角化や他産業との連携などを通じて6次産業化に取り組む農業法人に対しては、新規雇用者の人材育成のための研修について、1年目の研修助成に加え、3年目まで継続的に支援します。（実施規模：300人、研修費：上限5万8千円/月、各年最長12ヶ月間）

（ 補助率：定額
事業実施主体：民間団体等 ）

[お問い合わせ先：経営局人材育成課 （03-3502-6469（直））]